

学会誌投稿及び編集等に関する規程

1 掲載内容

学会誌の掲載内容は以下のようにする。

- (1) 「研究論文」(査読・英文レジュメあり)
- (2) 「実践報告」(査読なし)
- (3) 学術研究大会記録(講演、共同討議、シンポジウム、研究発表概要など)
- (4) 「研究ノート」、「書評」、「書籍紹介」、「巻頭言」、「随想」など
- (5) その他

2 投稿条件

- (1) 投稿者は、共著も含め、全員が本学会会員であること。
- (2) 「研究論文」は美術教育の発展に期するものであり、未発表のものに限る。
- (3) 投稿者は、最新の学会誌に添付されている「投稿用紙」に必要事項を記入し、「学会誌執筆に関する細則」にもとづいた原稿を投稿すること。
- (4) その他、投稿などに関する一般的倫理に抵触しないこと。

3 掲載条件

学会誌に掲載する「研究論文」、「実践報告」などは次のいずれかに該当していることを原則とする。

- (1) 投稿された「研究論文」で、査読の結果を受け掲載可能となった論文であること。
- (2) 投稿された「実践報告」で掲載可能と編集委員会が判断したもの。
- (3) 編集委員会の企画により依頼された「研究論文」及び「実践報告」、「研究ノート」や「書評」など。

4 著作権

学会誌に掲載された研究論文などの著作権、及び学会誌の著作権は本学会が有する。

5 体裁及び執筆要項

学会誌の体裁は、A4版とし、詳細については、別に定める「学会誌執筆に関する細則」による。

6 学会誌校正

筆者校正は、「研究論文」及び「実践報告」のみ再校(二校)までとする。それ以降は編集委員会にて行う。入稿後の変更は原則として認めない。また、文字の配列や図版などのレイアウトについては、編集委員会の判断で変更する場合がある。

7 投稿提出物

(1) 査読用「研究論文」および「実践報告」原稿の場合

① 投稿用紙

共同研究の場合も、「著者氏名(和文)」及び「著者所属・職(和文)」欄には、共著者も含め全員を記入する。なお、先頭に書かれた者を筆頭(ファースト・オーサー)とする。

「Author's names」欄は、姓は全て大

文字、名は頭文字のみ大文字で、以下は小文字で表記する。

例：鈴木弘→SUZUKI,Hiroshi

②「学会誌執筆に関する細則」に従って作成された原稿を4部提出する。写真や図表なども含め、複写(コピー)でよい。

(2) 採択あるいは掲載可となった場合

①文字データ及び図・表・写真のデータを保存した媒体(CD-R等)1部。その媒体には、「論文題名」、「著者名」、「文書を作成したソフト名及びバージョン」を明記すること。写真などの保存ファイル形式は(jpg.)形式とする。②「学会誌執筆に関する細則」に従って作成された原稿2部とオリジナルの図・表・写真などを1部提出する。この際に、図・表・写真も必ずプリントアウトして送ること。

8 投稿締切日

(1) 「研究論文」の投稿は、毎年9月1日より受け付け、9月30日を締切日とする(当日消印有効)。締切日を過ぎたものは受理しない。

(2) 「実践報告」及び他の原稿については、毎年9月1日より受け付け、10月31日を締切日とする(当日消印有効)。締切日を過ぎたものは受理しない。

9 学会誌発行日

学会誌は、毎年3月31日を発行日とする。

10 投稿者学会誌送付

学会誌に掲載された「研究論文」及び「実践報告」の投稿者には、学会誌を2部贈呈する(共同執筆の場合は筆頭著者にのみ)。

11 学会誌掲載料

「研究論文」は、掲載料として一編につき20,000円を納付する。期日までに納付のない場合は掲載しない。

付 則

この規程は平成16年4月1日より施行する。

平成17年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5(2023)年度より投稿先が変更となります。

投稿先

〒422-8021

静岡市駿河区小鹿2丁目2-1

静岡県立大学短期大学部内

日本美術教育学会編集部

藤田雅也宛